

The background of the slide is a world map rendered on a textured, aged paper surface. The map is overlaid with numerous vibrant, abstract paint splatters and brushstrokes in various colors including purple, blue, green, yellow, red, and pink. These splatters are most concentrated over the continents of North and South America, Europe, and Asia, creating a dynamic and artistic visual effect.

コース概要・カリキュラム・入試の説明

2021.5.8説明会資料 立教大学法学部教授 幡野弘樹



1 コース概要

1 コース概要

●はじめに——大学卒業後の像がイメージできるように

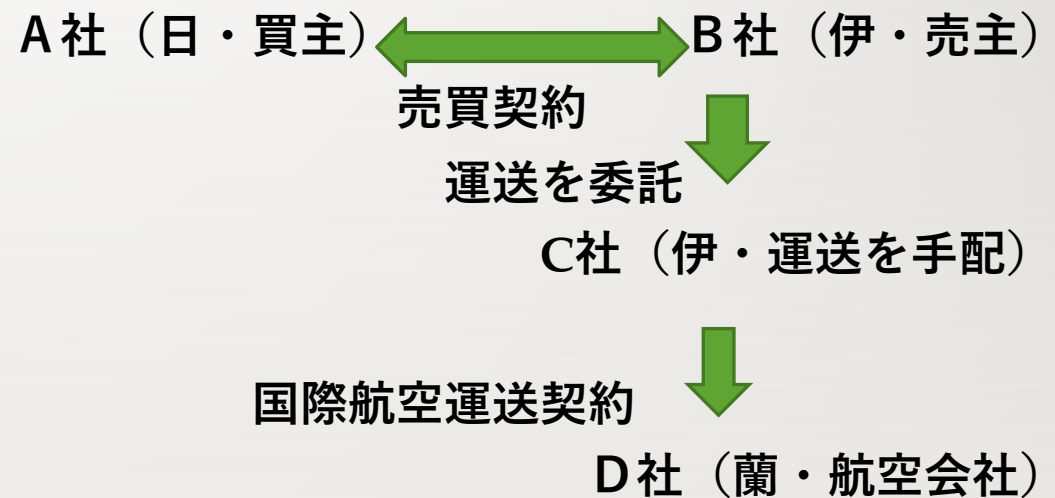
「本コースは、法律の観点から外国企業との取引のための交渉や、紛争の予防・解決に向けた考え方について学び、**国際舞台で通用する法知識とセンス**を磨くことを目的としております。」

→この言葉の意味をイメージしていただけるよう、具体例を用いたいと思います（参考文献：早川吉尚・松井秀征・高橋美加他著『講座 国際ビジネス法』（立教大学出版会，2010年）3頁以下，東京地判昭和60・7・15判例時報1211号120頁）。

1 コース概要

●国際取引の具体的ケース

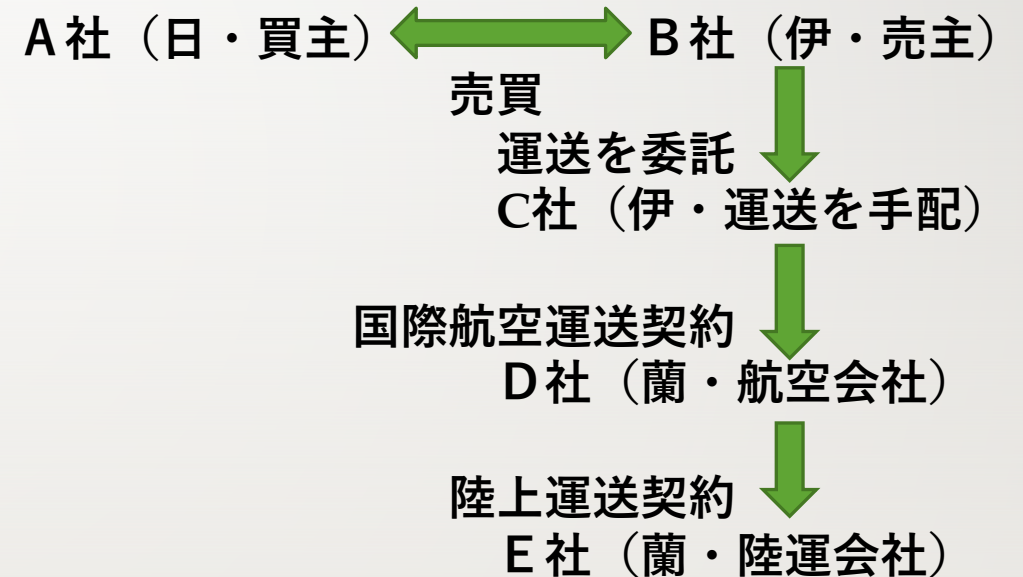
- 日本で高級なブランドの衣服を扱うAという会社がイタリア・ミラノの服飾メーカーであるB社から**スーツを30着，靴を30足購入**する契約を結びました。A社はB社に代金を送金しました。
- B社はイタリアにあるC社に，日本にあるA社にスーツと靴を航空便で送ることを委託しました。
- C社はオランダの航空会社であるD社に，スーツと靴をD社の飛行機で日本に送ることを内容とする契約を結びました。（続く）



1 コース概要

●国際取引の具体的ケース

- さて、ミラノ発アムステルダム行きの飛行機に商品を積み込もうとしたところ、**悪天候**でこの便は**欠航**になってしまいました。
- しかし、アムステルダム発羽田行きの便は、翌日に予定通り離陸する予定で、この商品用の貨物スペースも空けられています。
- そこで、D社は**急ぎ** **陸路**でこの商品を**アムステルダムまで運ぶ**ことにしました。そのトラック輸送は、オランダに本社のあるE社に委託しました。
(続く)



ミラノ, イタリア ミラノ

アムステルダム, オランダ

目的地を追加

すぐに出発 ▾ オプションを表示

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、公共の場でのマスク着用が必須です

ルートをモバイルデバイスに送信

A2、A5、および A3 経由 **11 時間 2 分**
最速ルート（通常の交通量） 1,076 km
⚠ このルートには有料区間が含まれます。
⚠ このルートは複数の国を通過します。お出かけ前に COVID-19 に関する国境制限の情報をご確認ください。

詳細

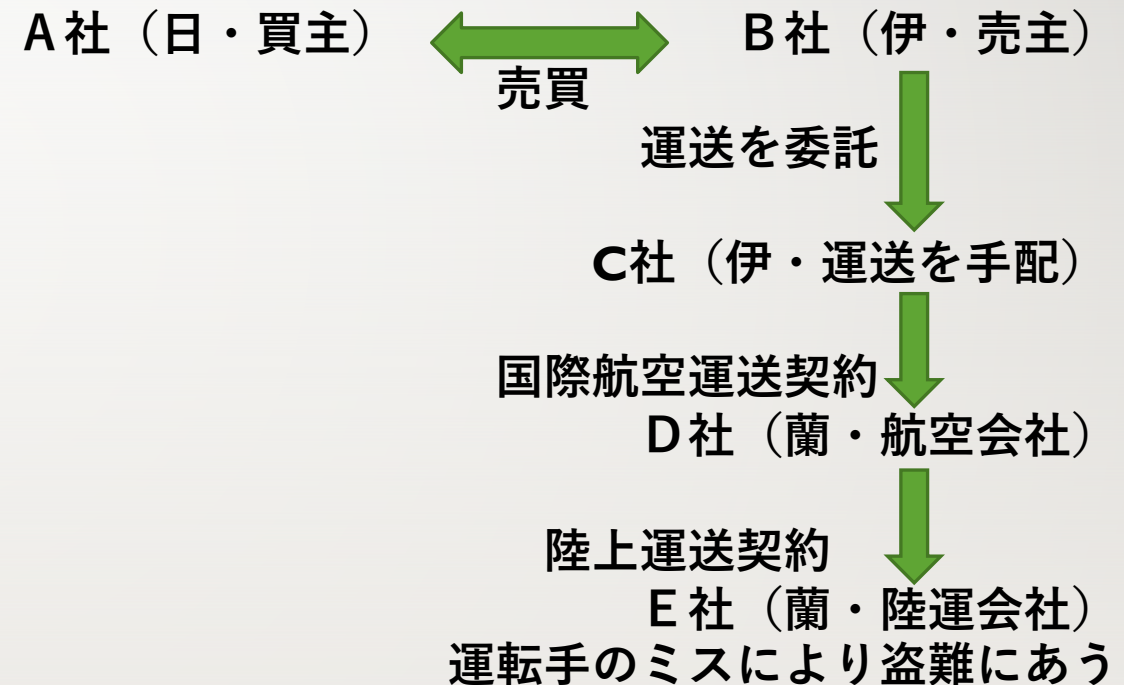
A2 と A61 経由 **11 時間 4 分**
1,074 km



1 コース概要

●国際取引の具体的ケース

- イタリア国内のあるサービスエリアでトラックの運転手が休憩していたところ、何者かによりトラックの貨物スペースがこじ開けられ、**スーツと靴はすべて盗まれてしまいました。**
- このような場合に、**A社は誰に何をいえるでしょう？**



1 コース概要

●国際取引の特徴

言葉も文化も違う国際取引を行う場合、事前に作成された**契約書の文言**や複数の国の間で結ばれている**国際条約のルール**などによって解決がもたらされます。

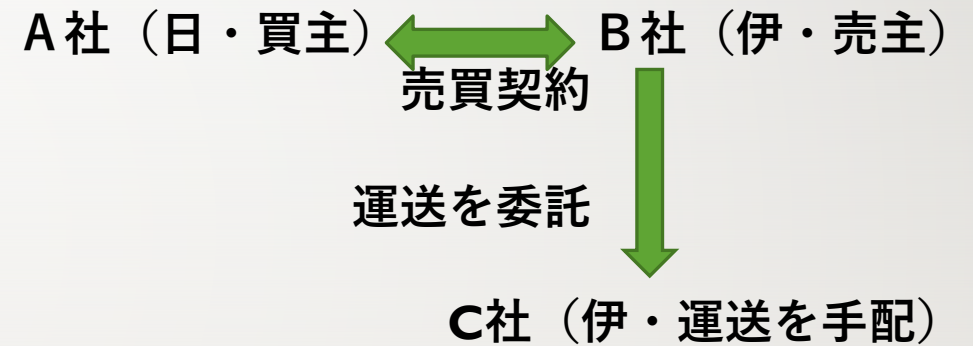
つまり、**国際的なルール**の下で、事前に誰とどのような**契約書**を取り交わすかにより、その**企業の利益**が守られたり、守られなかったり**する**のです。

もちろん、契約書を取り交わす際には、一定の**交渉術**も必要になってきます。

1 コース概要

●商品の再送付を求めることができるか

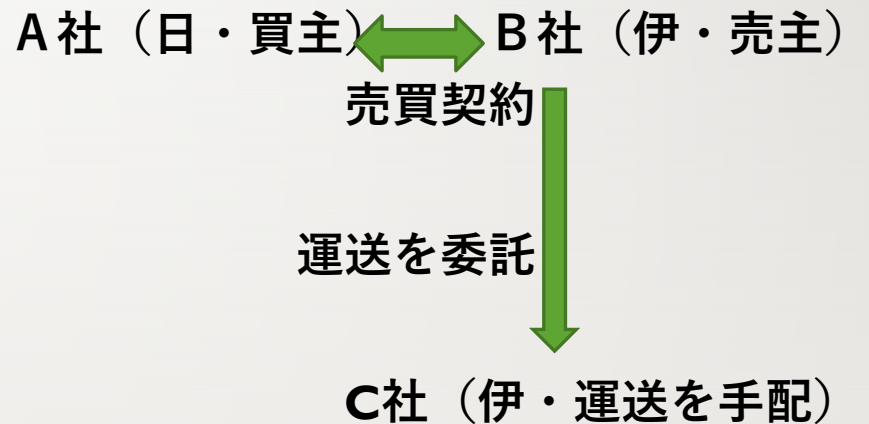
- B社は売主のB社はきちんとスーツと靴を送るよう手配しており、B社としてやるべきことはすべてやっています。
- →A社はB社に対して何も言えないようにも見えます。
- このようにA社もB社も落ち度がないけれども商品がなくなってしまった場合に、**どちらがそのリスクを負うのか**がここで問題になっています。
- A社がリスクを負う場合、A社はB社に対して「B社にもう一度スーツと靴を送り直せ」という権利はありません。
- B社がそのリスクを負う場合、B社はもう一度商品をA社に送り直さなければなりません。



1 コース概要

●商品の再送付を求めることができるか

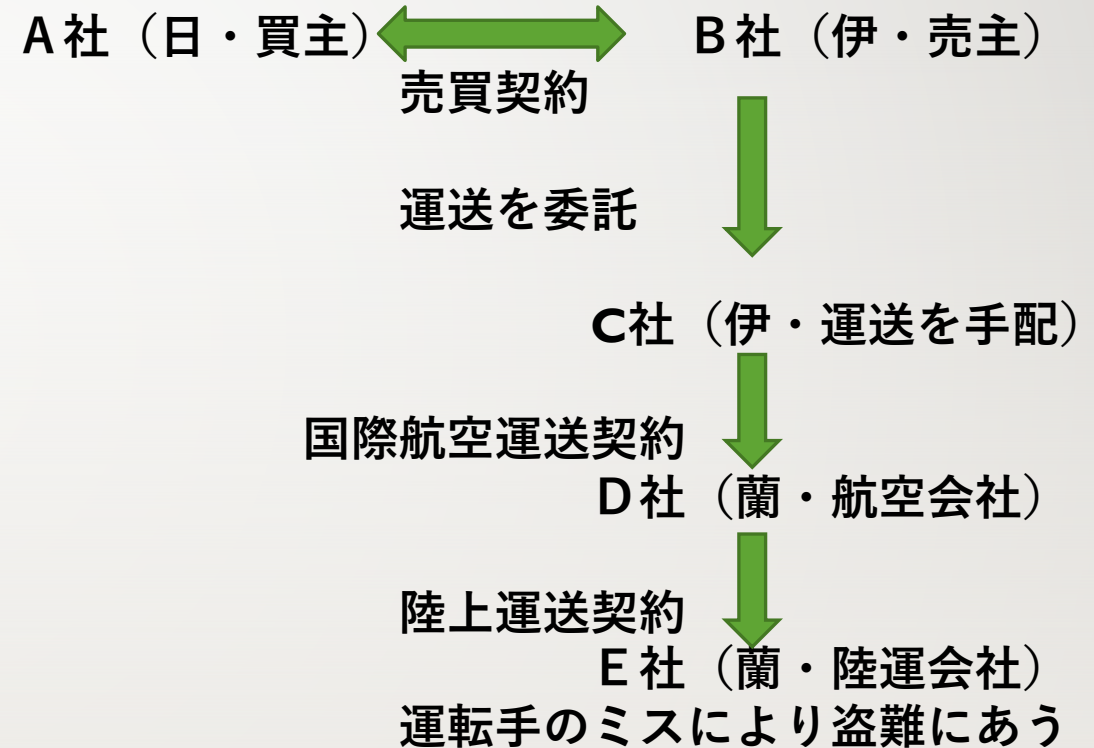
- このようなリスク分配については、A社とB社の間で**事前に契約条項を設けて取り決める**のが通常です。
- 実際に、この事件のモデルとなった事例では、**A社**が**リスク**を負うことになっていました。
- そのため、B社にもう一度商品を送れとはいえなかったのです。
- **A社の担当者だった場合、これはミスである**といえます。
- 契約交渉の段階で、「**B社が運送中に商品がなくなるリスクを負ってください。**」と交渉すべきだったのです。



1 コース概要

●損害賠償による救済

- A社は、B社に対して「もう一度商品を送れ」といえないとしましょう。
- それではA社は泣き寝入りをするしかないかというと、そういう訳でもありません。
- A社は、商品を手に入れることができなくなったことにより損害が発生していますが、**その損害を発生させた当事者に対して、損害賠償を求める**という別の手段で損失を補填することが考えられます。

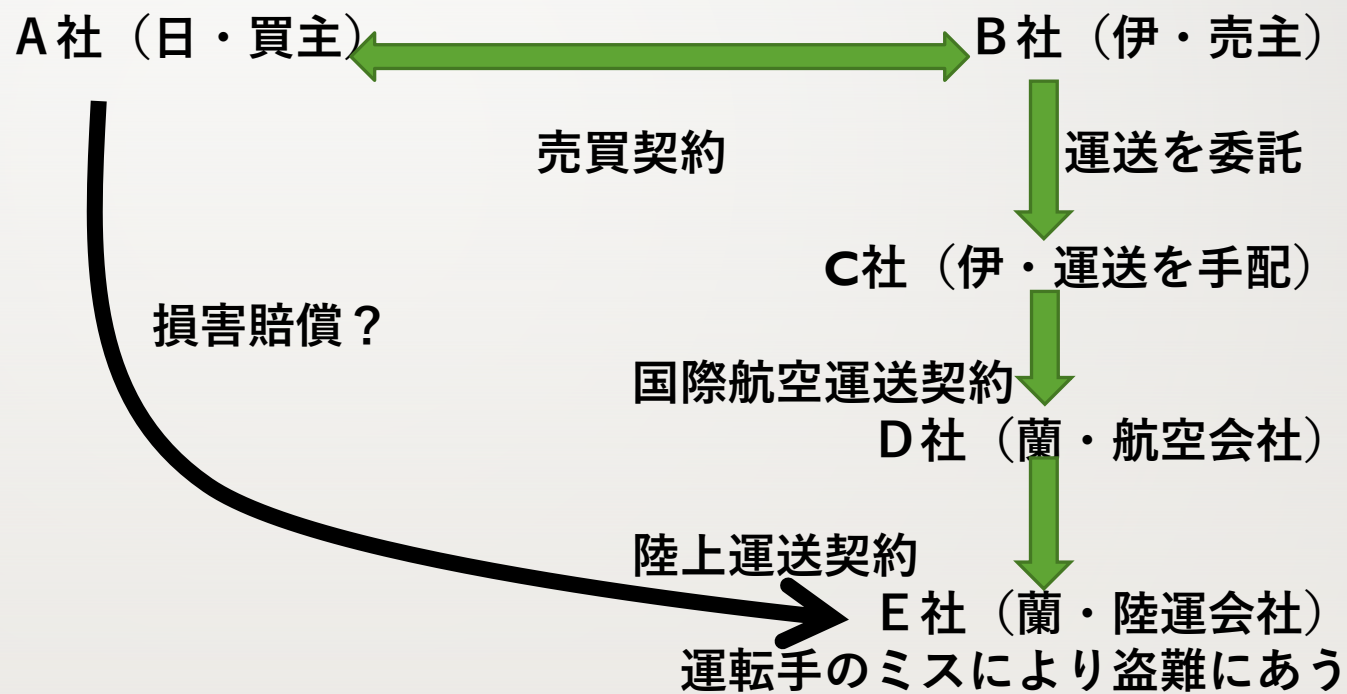


1 コース概要

● 損害賠償による救済

- たとえば、A社はE社に対して**損害賠償請求**をすることが考えられます。

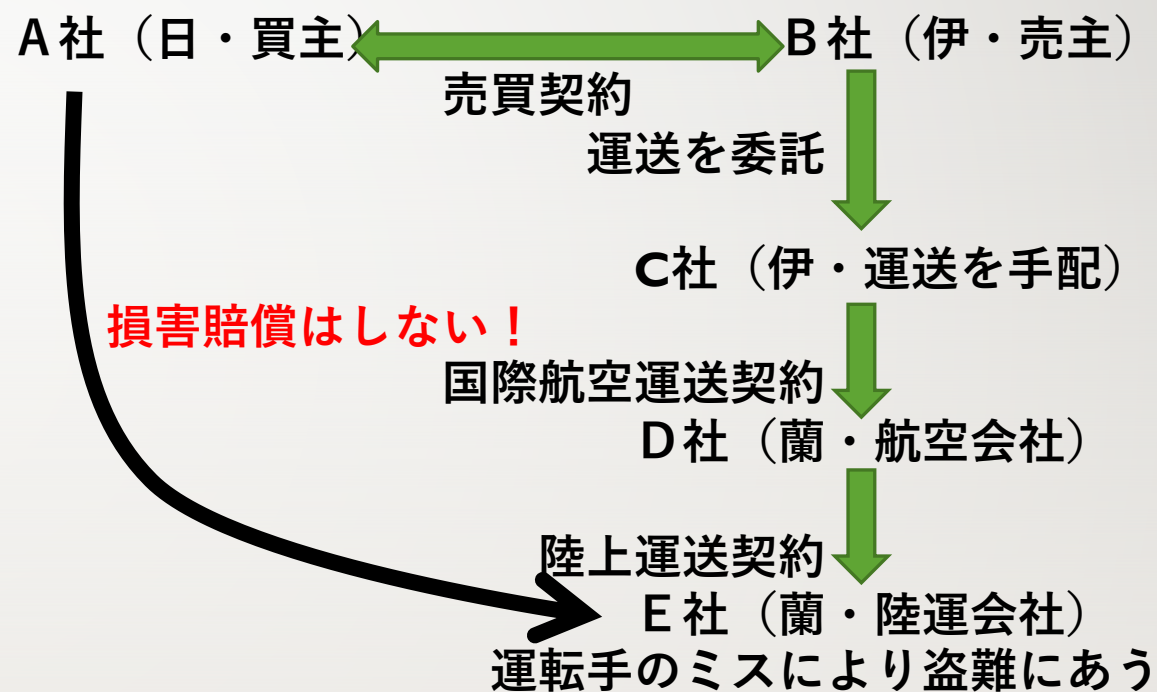
- E社の従業員の過失、つまりミスによりA社に損害が出ていますので、A社がE社に損害賠償請求をすれば、認められます。



1 コース概要

●損害賠償による救済

- しかし、実際にはそのようなことはしません。
- なぜかというと、この事件を審理することができる裁判所は盗難が行われた地である**イタリア**です。
- 日本の会社であるA社がイタリアの裁判所に賠償請求をするために訴えを提起するには、**さまざまな費用**がかかります。
- たとえ権利があっても費用倒れになる訴訟を行うのは現実的ではありません。



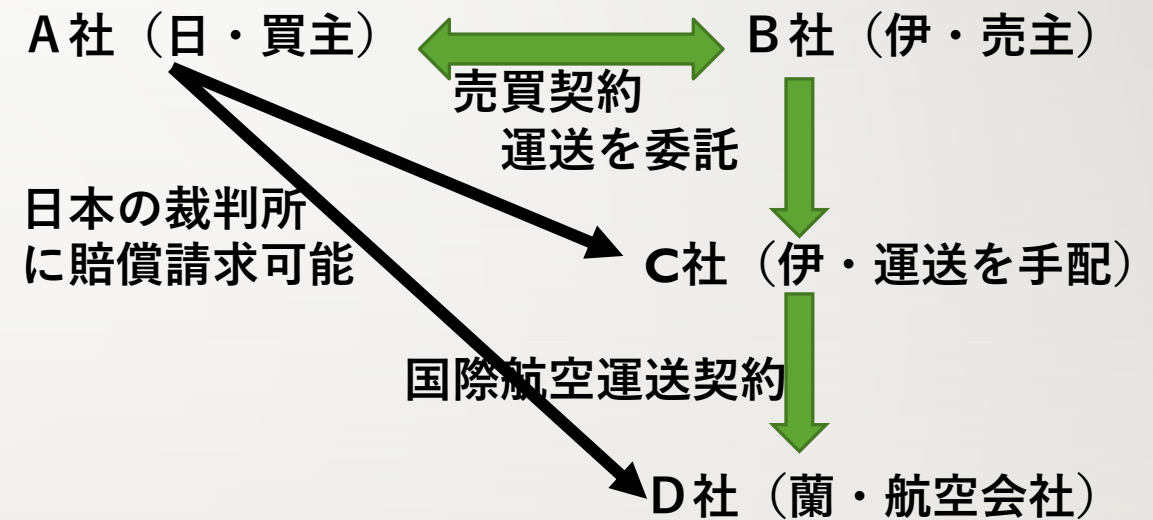
1 コース概要

● 損害賠償による救済

では、**日本の裁判所**で審理してもらえるのはどの会社に対する損害賠償請求か？

→ C社とD社（東京地裁S60.7.15判決）

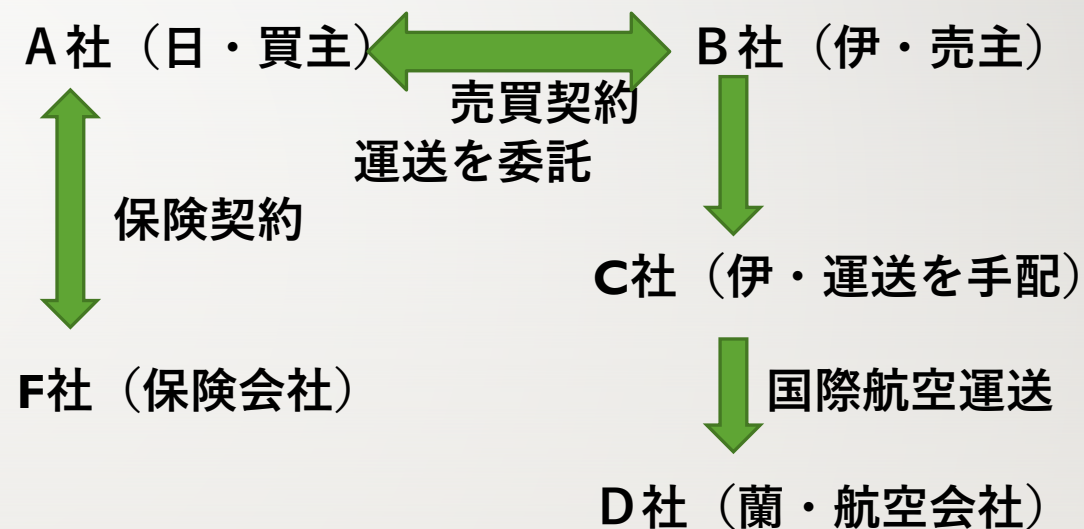
- 国際航空運送に関する**モントリオール条約**という条約があります。
- その条約では、国際航空運送により損害を被った人は、**到達地**、先ほどの事例ですと**日本の裁判所**に訴えることができます（同条約33条）。



1 コース概要

●法を賢く用いる

- それでは、実際の事件で、A社がC社やD社を訴えているかというと、**訴えていません**。
- →たとえ日本の裁判所に対して訴えることができて、**裁判を起こすこと自体、時間と費用がかかる**からです。
- ではどうしたかという、一定の割合でこういうトラブルはつきものであるため、A社は**保険会社F社と事前に保険契約**を結んでおり、商品が盗まれた1か月後に保険金の支払いを受けています。
- この点では、A社は賢い対応をしたといえそうです。



1 コース概要

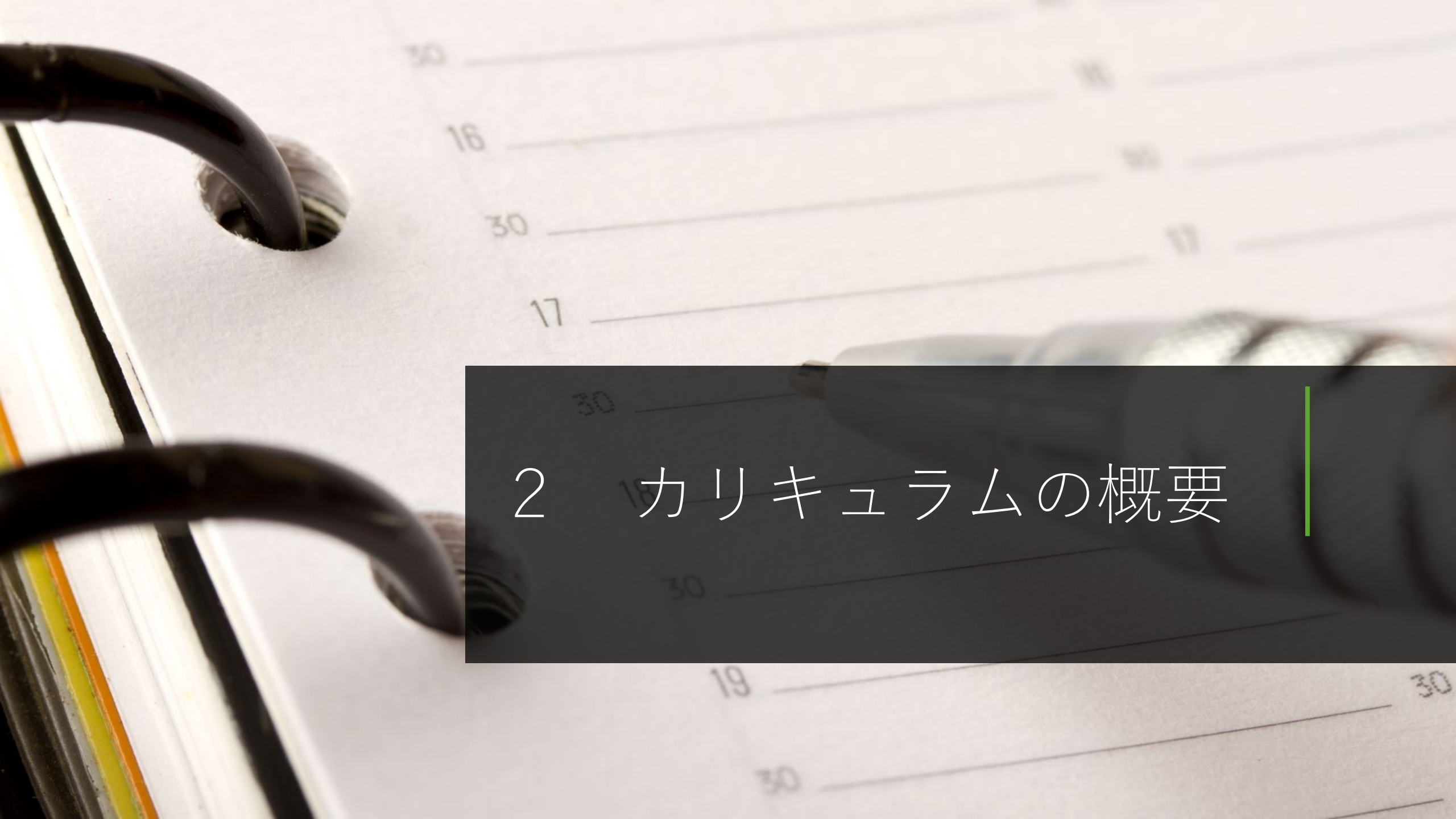
● まとめ

- 以上の例からも分かる通り、国境を超えた取引をする場合には、**法的な知識**が必要ですし、法的な知識だけでなく、実際に企業の利益を守るためにどのような行動をとるべきかという**実践的な知識**も必要になります。
- 国際ビジネス法学科・グローバルコースでは、皆さんがグローバルに活動する企業に就職した際に、**実際に役に立つ法的知識・実践的知識**をお伝えしたいと思っています。
- この実践的知識の中には、うまく**交渉**するにはどうすればいいか、どのようにすれば会社間での**トラブルを未然に防ぐ**ことができるのか、といった知識も含まれます。

1 コース概要

●将来のキャリア像

- グローバルコースでは、国際舞台で通用する法知識とセンスを修得します。
- 既存の日本語の講義も受講できますので、主な就職先としては、**国際取引を行う日本企業**を想定しています。
- もっとも、英語による専門科目のみで卒業することも可能なため、このコースのプログラムは、日本企業に限らず、**グローバルに展開する企業**に就職する際にも役に立ちます。
- また、企業の**シンクタンク**や**国際公務員**などへの就職にも有用です。
- さらに、このコースは、グローバルコースで学士を取得した後に、英語で展開する**他の国の修士課程**に進学する際にも有用です。



2 カリキュラムの概要

2 カリキュラムの概要

●専門科目は英語科目だけで卒業可能・少人数で丁寧な指導

- グローバルコースのカリキュラムは、**2022年4月**から開始
- **2022年9月**から**留学生の受け入れを実施**します。
- コロナ禍の影響で、実際にどれだけの留学生が入学してくれるかはまだ不明確な部分もありますが、**日本語話者ではない学生が入学しても英語科目だけで卒業**できるようなプログラムになっております。
- また、**1学年の定員が38名**ですので、ほとんどの授業が**少人数**クラスで運営され、**丁寧な指導**を行います。

2 カリキュラムの概要

●専門科目は英語科目だけで卒業可能・少人数で丁寧な指導

- 以下では、皆さんに学んでいただく **中心的な科目** をご紹介していきます。
- 以下でご紹介する科目以外にも、 **個々の学生の関心に応じて修得する科目はいろいろと用意** されます。

2 カリキュラムの概要

● 1年生で学ぶ科目①

- Introduction to Legal Studies A, Introduction to Legal Studies B
→ **法学の基礎**をさまざまな実例をもとに学びます
- Law and Society in Japan A, Law and Society in Japan B
→ **日本社会や日本の法システム**を他の国のそれとの比較を通じてその**特徴**を明らかにします
- Legal Presentation, Legal Writing
→ **プレゼンテーション**，**法的文書作成の基礎**を学びながら，法律の専門家として求められる文献探索能力，法的思考力の基礎を養います

2 カリキュラムの概要

● 1年生で学ぶ科目②

- Contract A, Contract B
→ 契約法の基礎を学びます
- Torts (不法行為法)
→ 損害賠償が認められるための基本ルールを学びます
- Negotiation Basics
→ 交渉スキルの基礎を学びます

2 カリキュラムの概要

● 2年生で学ぶ科目①

- Anglo-American Law A, Anglo-American Law B
→ **英米法**（日本法とはかなり異なる）の特徴を学びます
- Property（物権法）
→ **不動産**（土地や建物），**動産**（土地・建物以外）に対する権利がどのように保護されているのかを学びます
- Corporate Law A, Corporate Law B（会社法）
→ **会社**がどう設立され，どう組織・運営されるのか，その法的仕組みを学びます

2 カリキュラムの概要

● 2年生で学ぶ科目②

- Labor Law（労働法）
→ **労働者**がどのように保護されているのかを学びます
- Civil Procedure（民事手続法）
→ 市民の権利がどのような**手続き**により実現されるのかを学びます
- International Business Law A, International Business Law B
→ これまで学んだ知識を**国際ビジネスに関する実践的な法的問題**に応用します

2 カリキュラムの概要

● 2年生で学ぶ科目③

- Dispute Resolution

→ 紛争解決の技法を学びます

- Moot Court

→ 模擬裁判を行います

- Oxford Summer Program

→ 夏休みにオックスフォードに行き、西洋古典とイギリス法を学びます。

※留学プログラムとしては、半年間、あるいは1年間の留学プログラムとして、シンガポール経営大学との交換留学プログラムもあります。

2 カリキュラムの概要

● 3年生以上で学ぶ科目①

- 3年次からは、すべてのグローバルコース生が選ぶ科目が少なくなり、個々の関心に応じて修得する科目が増えてきます。
- また、より専門的な内容を扱うゼミなどに参加する機会が増えてきます。
- ここでは、多くのグローバルコース生が選択するであろう科目について紹介します。

2 カリキュラムの概要

● 3年生以上で学ぶ科目②

- Intellectual Property Law（知的財産法）
→ 特許や商標などの**知的財産**がどのように保護されるのかを学びます
- Competition Law（競争法）
→ 取引社会の**公正で自由な競争**をどのように促しているのかを学びます。
- Cross-Border Litigation（国際民事手続法）
→ **国際的な民事手続**に関するルールを学びます。

2 カリキュラムの概要

● 3年生以上で学ぶ科目③

- Fiduciary Law（信託法）

→ **信託（トラスト）** といった、英米で主に利用されている資産運用・管理の仕組みを学びます。

- Financial Law（金融取引法）

→ **金融取引** の法的諸問題を学びます

- Advanced Legal Writing A, Advanced Legal Writing B

→ 実例に即した **法的文書作成の方法** を学びます

2 カリキュラムの概要

●まとめ

- 以上のような科目を通じて以下の3つの能力を修得することができます。
- ①国際的な取引を行うにあたり必要な**法的知識**を修得することができます。
- ②国ごとの法規範の相違を超えた**共通する思考枠組み**（たとえば、契約法に関する思考枠組み）を把握することができます。
- →国際取引を行う際には、さまざまな国の相手方と取引をします。すべての国の法律を学ぶことはできませんが、**どの国の相手方と取引する場合でも対応できるものの考え方**を身につけることができます。
- ③**英語で発信する力**を修得することができます。

2 カリキュラムの概要

●まとめ

- 日本語が話せる学生であれば、これまで法学部が開講している日本語の法律科目を同時に学び、**日本語と英語双方で発信**する力を修得することももちろんできます。
- 上記①・②・③は相互に密接に関連しています。グローバルコースは、これら相互の能力を高めることにより**真の法的素養を備えた国際的なビジネスパーソン**の養成を行うことを目指します。

2 カリキュラムの概要

●語学科目に関する注意点

- 2022年9月から受け入れを開始する留学生は別（日本語を言語科目として学ぶ）ですが、**語学に関する科目（とりわけ第2外国語）は日本語を用いた講義**がなされます。
- 英語は英語プレイスメントテスト次第ではありますが、多くの学生がadvancedコースという上級者向けコースを受講することになるものと思われます。



3 入試の概要

1 入試の概要

●国際コース選抜入試のみ実施

- ここでは**公募を行う入試の仕組み**についてご紹介いたします。
- 立教大学法学部の**グローバルコース以外**の国際ビジネス法学科や他の学科
- 一般入試や大学入学共通テスト利用入試などが行われます。
- ⇔**グローバルコース**
- 秋に行われる国際コース選抜入試によってのみ選抜します。
- グローバルコースでは、一般入試や大学入学共通テスト利用入試は行いませんのでご注意ください。

1 入試の概要

●国際コース選抜入試の概要

- 国際コース選抜入試の募集人員は15名
- 今年度の日程はまだ発表されていませんが、一般的に9月末ごろまでに**第1次選考**に必要な書類を提出してもらい、**書類選考**を行います。
- **第1次選考**では、入学志願票、課題小論文、調査書、証明書類の提出を求め評価します。
- **第2次選考**は、例年11月半ばに行われますが、**面接試験**を行います。

→具体的には、グローバル化した現代社会の問題を扱った30分程度の英語による講義を聴講後、面接を実施し評価します。

→この第2次選考により最終的な合格者が決定されます。

1 入試の概要

●英語要件

- グローバルコースを受験するには、**英語要件**が満たされていることが必要です。
- 英語要件は、下記のとおりです。
- 次の(a)～(g)いずれかの成績を取得している者。
- (a) ケンブリッジ英語検定スコア153点以上
- (b) 実用英語技能検定〔英検〕スコア2,180点以上（従来型、英検CBT、英検2020 1 day S-CBT、英検2020 2days S-Interviewいずれも可）
- (c) GTECスコア1,115点以上(CBTタイプ、検定版（4技能）いずれも可)※オフィシャルスコアに限る
- (d) IELTS（Academic Module）オーバーオール・バンド・スコア 5.0以上

（次頁に続きます）

1 入試の概要

●英語要件

- (e) TEAPスコア280点以上
- (f) TEAP CBTスコア540点以上
- (g) TOEFL iBTスコア62点以上
- ※英語資格・検定試験の成績は4技能スコアのみ有効とする。
- ※いずれも出願期間の初日から遡って2年以内に受験したものを有効とする。実用英語技能検定〔英検〕（従来型、英検2020 2days S-Interview）については、二次試験を出願期間の初日から遡って2年以内に受験したものを有効とする。

1 入試の概要

●英語要件について

- それほど英語要件が高くないので、ご自身の英語レベルと比べるとむしろレベルが低すぎるのではないかと心配される方もいらっしゃるかもしれません。
- なぜ、このようなレベル設定をしているかというと、入試時点でこのレベルの英語力の学生が、**大学入学後も熱心に英語に取り組めば、授業についていける**であろうと考えているためです。
- 我々は、**語学力の高い学生**も求めています**が論理的な思考のセンスに優れた学生**にもぜひ入学してもらいたいと考えています。

1 入試の概要

●英語要件について

- 1年生で受講するLegal Presentation, Legal Writingという科目は、英語のレベル別に2つのクラスに分ける予定です。
- ご自身の英語レベルが英語要件にぎりぎり到達しているという方は、ぜひ合格後もできる限り英語力を上げるよう、取り組んでいただければと考えています。

A world map is depicted on a piece of aged, textured paper. The map's landmasses are filled with vibrant, overlapping paint splashes and brushstrokes in various colors including red, yellow, green, blue, purple, and pink. The background of the paper is a light beige or cream color, showing signs of wear and aging. A dark grey rectangular box is positioned in the lower right quadrant of the image, containing white Japanese text. A thin vertical green line is located to the right of the text box.

ご清聴ありがとうございました！

キャンパスでお待ちしております！